

議案第30号

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。